

報道関係者 各位

令和5年3月7日

【照会先】

雇用環境・均等局 雇用機会均等課

ハラスメント防止対策室

室長 中込 左和

室長補佐 加藤 明子

(代表電話)

03(5253)1111内線(7840)

就活ハラスメント防止対策企業事例集を作成しました！

～学生向けの周知コンテンツも公開しました～

厚生労働省では、ハラスメントのない明るい職場環境づくりを推進するため、厚生労働省が運営するポータルサイト「あかるい職場応援団 (<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>)」(以下「ポータルサイト」という。)で様々な情報発信を行っています。

「就活ハラスメント」とは、「就職活動中やインターンシップ中の学生等に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント」のことを指し、立場の弱い学生等の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為です。令和2年度の厚生労働省の調査では、約4人に1人が就活ハラスメントの被害に遭っているという結果も出ています。(※「令和2年度職場のハラスメントに関する実態調査報告書」)

また、企業にとっても、社会的信用の低下やそれに伴う応募の減少、従業員の働く意欲の低下により生産性に悪影響が及ぶなど、様々なリスクが生じる重大な問題です。

労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法に基づく指針には、就活ハラスメント防止措置が望ましい取組として明記されています。

本事例集では、10社の企業にご協力いただき、就活ハラスメント防止対策としての具体的な取組の例を掲載しています。これから対策を始めようと考えている企業や、より踏み込んだ対策を講じようと考えている企業の皆様にご活用いただける内容となっています。

また、学生向け・企業向けそれぞれに就活ハラスメント防止について紹介したコンテンツページもポータルサイト内にて作成しております。こちらも併せてご覧ください。

学生向け：https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/syukatsu_hara/student/

企業向け：https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/syukatsu_hara/enterprise/

添付資料1 [就活ハラスメント防止対策企業事例集](#)